

No.	質問	回答
1	高等教育機関の研究者との共同について、研究者はどのように選定をされるのでしょうか。 この方と共同してみたい、この研究室と事業を行いたいなどこちらから希望は通るのでしょうか。	当事業への応募申込に当たって、応募者自らが共同で事業を実施する高等教育機関等の研究者を選定し、事業内容について事前に調整していただく必要があります。
2	応募団体は全員が審査（プレゼンテーション）に参加できるのでしょうか。	申込書の内容等を審査し、審査会への提出の可否を決定の上、速やかにその旨を応募者全員に通知させていただきます。
3	審査（プレゼンテーション）の具体的な日程はいつ頃、応募者は知る事ができるのでしょうか。	審査会の日程は、8月18日（火）を予定しております。 審査会への参加の有無は、2.に記載のとおり、申込書の内容審査後、速やかに通知させていただきます。
4	補助金・委託金の併用が不可となる別の補助金事業はありますでしょうか。	金沢市産学連携デジタルソリューション推進事業以外の補助金その他これらに準ずるものの交付を受けている事業につきましては、補助金交付を行う事業の対象外となります。
5	応募者要件(1)「本市の区域内に事業所を有し」について (a) 本要件を充足すべき時点は、応募時点でしょうか。それとも採択後の委託契約締結時点でしょうか。 (b) 「事業所」とは支店登記を要するものでしょうか。賃借による事業所やサテライトオフィス等でも差し支えないでしょうか。 (c) 提出書類⑥登記事項証明書について、金沢市内の所在地の記載が必要でしょうか。	(a) 応募時点です。 (b) 「事業所」については、登記の有無、自己の所有であるか否かは問いませんが、事業所が市内にあることが分かる資料の提出が必要です。 (c) 登記事項証明書上に、金沢市内の記載は必須ではありません。
6	応募者要件(2)の連携について (a) 応募時点で必要となる連携の証跡水準をご教示ください。共同研究契約または覚書の締結済みが必要でしょうか。あるいは研究者ご本人からの内諾（承諾書等）や、企画提案書における連携体制の記載で足りるでしょうか。 (b) 正式な契約の締結を採択後に行うことは可能でしょうか。 (c) 承諾書等について、市が定める様式はございますか。	(a)、(b) 共同研究契約又は覚書の締結は要件としておりません。 事前に研究者ご本人からの内諾をいただいた上で、企画提案書における連携体制を記載ください。 (c) 承諾書等について、市が定める様式はありません。
7	金沢大学は「金沢市が運営費交付金を交付している高等教育機関」に該当する機関でしょうか。	該当いたしません。